不当労働行為事件　審査の流れ

救済申立て

調査（事務局調査・委員調査）

- ●主張の整理
- ●証拠の整理
- ●審査計画の策定

〔事務局調査〕
事務局職員が組合事務所・会社に赴き、制度や手続を説明した上で、当事者の概況、事件の経過及び背景事情等を調査します。

〔委員調査〕
当事者、審査委員、参与委員及び事務局職員が出席し、非公開で行われます。当事者は準備書面や証拠（書証）を提出して主張・立証します。

〔審査計画の策定〕
審問開始前に、争点、証拠書類、審問を行う期間・回数、証人尋問の人数、命令書の交付時期等を記載した審査計画を策定し、交付します。

※準備書面、証拠（書証）は、毎回提出する必要はありません。必要に応じて提出してください。
※証人尋問又は当事者尋問による立証を予定する場合は、証人尋問申請書又は当事者尋問申請書を提出してください。

審　問

- ●証人尋問
- ●当事者尋問
- ●最後陳述

原則として、当事者双方、審査委員、参与委員及び事務局職員が出席し、県庁において公開で行われます。

証人尋問や当事者尋問を行うほか、最後の審問では当事者がこれまでの調査や審問の全過程を振り返り、自己の主張や事実を整理する最後陳述を行います。

※証拠（書証）によって命令を発することが可能であれば、十分な陳述機会を与えた上で、審問を行わない場合があります。

合　議

- ●不当労働行為の成否の判断
- ●命令内容の決定

使用者の行為が不当労働行為に当たるかどうかを公益委員全員で合議します。

命令書交付

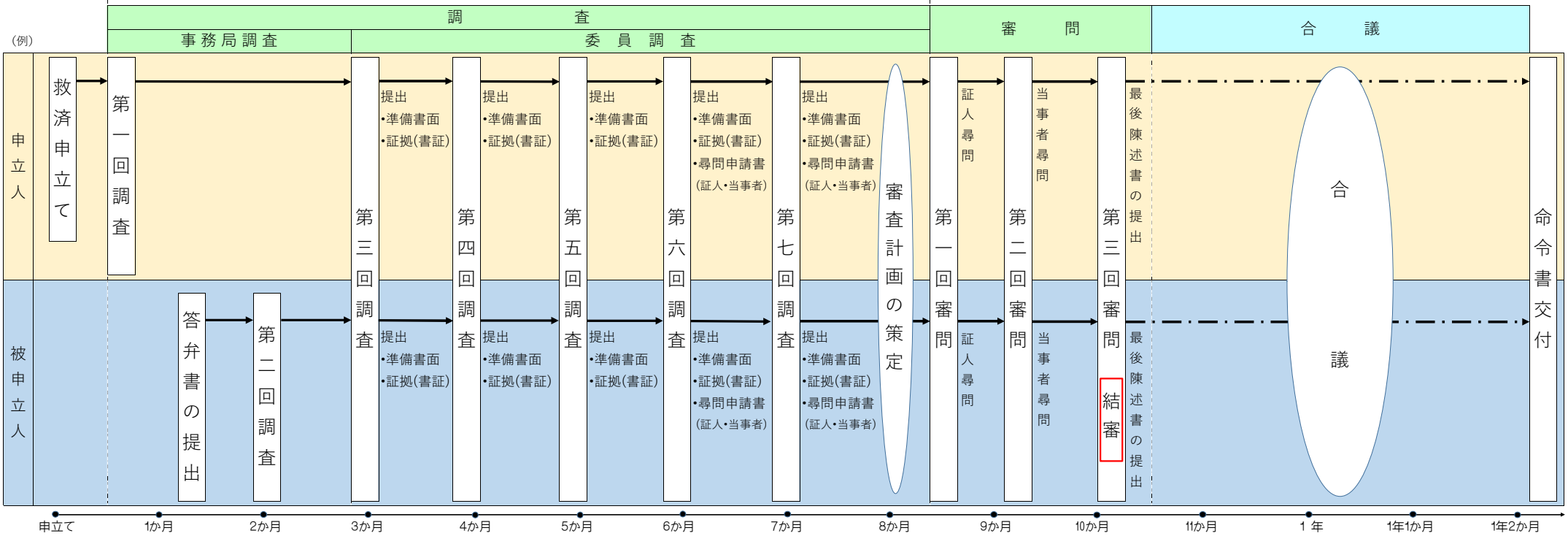

※ 調査７回、審問３回のケースの目安です。調査・審問の回数や命令書交付までの期間は、事件によって異なります。

命令書交付までの間、いつでも和解・取下げをすることができます。

和解・取下げ

〔和　解〕話合いによって事件を円満に解決する意向がある場合、和解によって事件を解決することもできます。当事者双方が自主的に和解することもできますし、労働委員会が和解を勧めることもあります。
〔取下げ〕申立人は、命令書（写し）が交付されるまでは、いつでも申立ての全部又は一部を取り下げることができます。